

北海道トラック協会ファクシミリ通信

第1095号

H28. 4. 12

(公社)北海道トラック協会

TEL (011) 511-9784

FAX (011) 521-5810

ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

セーフティ通信

平成28年度における事故防止対策の徹底について

北枝保 第7号の3

平成28年4月6日

公益社団法人 北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局長

平成28年度における事故防止対策の徹底について

日頃から自動車交通行政に対し、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

北海道運輸局では、平成21年からの10年間で事業用自動車に係る死者数、人身事故件数の半減、飲酒運転の根絶を目標とする「北海道運輸局安全プラン2009」を策定し、関係機関と連携して事故の削減に努めておりますが、昨年までの経過を見ると、人身事故件数は減少傾向で推移しているものの、減少傾向にあった死者数は増加に転じており、また飲酒運転は根絶に至っていない状況です。

このような状況を踏まえ、これから本格的な行楽シーズンを迎えるにあたり、輸送の安全確保に万全を期するためにも、法令遵守はもとより、下記事項について重点的に取り組まれますよう宜しくお願いします。

記

- 1 乗務員に対する点呼は対面によりアルコール検知器を用いて確実に実施し、酒気を帯びた状態及び健康(疾病、疲労、医薬品の服用、危険ドラッグ、覚せい剤等不法な薬物の使用等)により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。
特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、確実に点呼を実施すること。
- 2 過労運転の防止を図るため、運行計画、経路の設定等にあたっては、乗務員の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に長距離、夜間、早朝の運行に関しては、乗務距離、乗務時間及び休憩時間等を勘案した無理のない乗務割りを作成すること。
- 3 乗務員の健康管理については、健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等について、乗務員への指導を徹底すること。
- 4 交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持・救護措置等、基本的な交通ルールの指導教育を行うとともに、運行記録計による記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止を図ること。
- 5 乗務員にはシートベルトを必ず着用させるよう指導を徹底すること。
- 6 車両火災を防止するため、電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行うこと。
- 7 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

※当協会会員事業者の皆様には、本年のバス転落事故、山陽道におけるトラックの追突事故、バスの連続火災事故等、このような状況から上記項目を積極的に確実に実施して輸送の安全確保に万全を期してください。